No.009

□ 機器 ■ 給水 □ 給湯 □ 排水 □ 器具 □ 消火 □ ガス □ 他

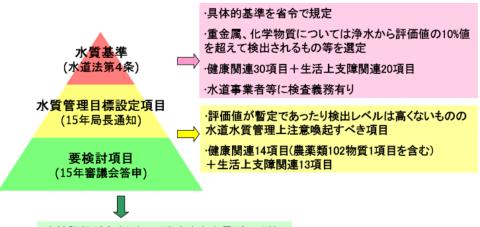
- ★ 大阪空気調和衛生工業協会

水道水質基準の最近の改正について

水道水の水質基準とその改正等について、厚生労働省のホームページより概要をお知らせします。

1.水道水の水質基準について

水道水の水質基準は水道法第4条に基づく水質基準以外にも、水質管理上留意すべき項目や、毒性 評価が定まらない物質等の検討項目の情報・知見の収集に努めています。



- ·毒性評価が定まらない、浄水中存在量が不明等
- ・全44項目について情報・知見を収集

2.最近の改正内容

(厚生科学審議会生活環境水道部会において審議され、その改正内容には、水質管理目標設定項目についても表記されていましたが省略しました)

改正時期	改正内容	検討経緯
平成20年4月1日	〇水質基準:	平成18年8月4日,平成19年
施行	塩素酸を水質基準に追加。基準値を0.6mg/Lとする。	10月26日に審議された。
	〇水質基準:	
	・「1,1-ジクロロエチレン」に係る水質基準を廃止。(水質管理	
平成21年4月1日	目標設定項目に位置づける。)	
施行	-「シス-1,2-ジクロロエチレン」に係る水質基準を「シス-1,2-	平成19年10月26日,平成20
	ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に変	年12月16日に審議された。
	更する。	
	・「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」に係る水質基準を	
	3mg/L以下に強化する。	
平成22年4月1日	〇水質基準:	平成20年12月16日,平成22年
施行	「カドミウム及びその化合物」に係る水質基準を0.003mg/L	2月2日に審議された。
	以下に強化する。	
平成23年4月1日	〇水質基準:	平成22年2月2日,平成22年
施行	「トリクロロエチレン」に係る水質基準を0.01mg/L以下に強化	12月21日に審議された。
	する。	

*参考:裏面に水道水水質基準表を添付します

水道水の水質基準

	項 目	基 準 値	分 類	
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	생나 너 나는	
2	大腸菌	検出されないこと	微生物	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/L以下であること		
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/L以下であること		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/L以下であること	━ 重金属	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/L以下であること		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/L以下であること		
8	六価クロム及びその化合物	六価の量に関して0.05mg/L以下であること		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/L以下であること	無機物質消毒副生物	
10	 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/L以下であること	無機物質	
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下であること		
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること		
14	1,4ージオキサン	0.05mg/L以下であること	, 有機物質	
15	シス1, 2ージクロロエチレン及び トランスー1, 2ージクロロエチレン	0.04mg/L以下であること		
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること		
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること		
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること		
19	ベンゼン	0.01mg/L以下であること		
20	<u></u>	0.6mg/L以下であること		
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること		
22	クロロホルム	0.06mg/L以下であること		
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること		
24	ジブロモクロロメタン	0.04mg/L以下であること		
25	臭素酸	0.01mg/L以下であること	消毒副生成物	
	※ドリハロメタン			
26		0.1mg/L以下であること		
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること		
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること		
29	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること		
30	ホルムアルデヒト	0.08mg/L以下であること		
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること		
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること		
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること		
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること	無機物質	
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること	無饭物貝	
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること		
37	塩化物イオン	200mg/L以下であること		
38	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること	<u> </u>	
39	蒸発残留物	500mg/L以下であること	その他	
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること		
41	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること		
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること	· 有機物質	
43	非イオン界面活性剤			
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること		
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること		
46	pH	5.8以上8.6以下であること		
47	味	異常でないこと		
48	臭気	異常でないこと	その他	
70	色度	5度以下であること	COTIE	
49				

衛生設備ニュース

●編 集 技術委員会衛生部会

●発行所 (一社)大阪空気調和衛生工業協会 大阪市中央区安土町 1 丁目 6-14 TEL. 06-6271-0175 FAX. 06-6271-0177 URL. http://daikuei.com/osakakueikyo@tenor.ocn.ne.jp